

名護市公募型指名競争入札の試行について

1. 公募型指名競争入札の概要

公募型指名競争入札とは、発注しようとする工事の概要及びその入札に参加できる要件等（入札参加要件）を入札公告で示し、入札参加希望者を募って入札を行い、落札者を決定する制度です。現行の指名競争入札では、発注者が一定の指名基準に基づき入札に参加させる業者を選定していますが、公募型指名競争入札では、入札参加要件を満たしていれば、業者自身が入札に参加するかどうかを判断することができるので、入札制度の透明性、公平性が大きく向上する制度です。

2. 実施対象

公募型指名競争入札は建設工事で実施します。今年度発注する土木、建築、電気工事など様々な種類の工事の中から何件か案件を選定して試行します。また、公募型指名競争入札へは市内業者のみ参加することができます。

3. 入札の公告

公募型指名競争入札を行うことのお知らせする公告は工事ごとに行います。公告の方法としては、市役所の掲示場に掲示する他、名護市ホームページへも掲載します。また、当面は公告を出したことをお知らせするメールも業者あてに送信します。

4. 入札参加要件

公募型指名競争入札には誰でも無制限に参加できるということではなく、一定の要件を満たしている業者のみ参加することができます。要件は発注する工事ごとに設定しますが、通常の指名競争入札での指名基準に準じたものになり、その制度の趣旨からも業者の入札参加を必要以上に制限するような要件ではありません。

主な要件

- ①発注する業種と金額に応じた等級に格付けされていること。
- ②名護市が発注した同じ業種の工事を既に受注していないこと。
- ③技術者を適正に配置することができること。

5. 入札への参加申請

公募型指名競争入札に参加を希望する場合には、工事ごとに一定の申請書類を提出する必要がありますが、書類の準備が煩雑にならないように提出書類は必要最小限に止めています。申請した業者へは指名通知を行いますが、入札参加要件に明らかに要件に該当しない場合には非指名通知を行います。なお、指名通知を受けた業者が入札を辞退することもできます。

主な必要書類（②～④については、名護市へ既に提出済みの場合は省略することもできます）

- ①公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）
- ②配置予定技術者の雇用確認書類（写し）
- ③配置予定技術者の資格者証（写し）
- ④専任技術者証明書（写し）

6. 落札候補者の審査

指名通知を受けた業者で入札を行い落札候補者を決定します。落札候補者が入札参加要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていれば落札者として決定し契約を締結します。要件を満たしていない場合には失格となり、次順位の業者が落札候補者となります。

公募型指名競争入札の手続きの流れ

入札の公告

発注する工事の概要や入札参加資格要件について公告を行います。公告は次の方法で行います。

- ①市役所掲示板への掲示 ②市役所ホームページへの掲示

※当面の間は、該当する工種、等級の業者へメールでのお知らせも行います。

入札の参加申請

入札公告で示した入札参加要件を満たしている場合には入札参加の申請をすることができます。申請は所定の様式とその他添付書類を提出する必要があり、主な書類は次のとおりです。

- ①公募型指名競争入札参加申請書(様式) ③配置技術者の雇用確認書類

- ②配置技術者の資格証 ④専任技術者証明書(写し)

※添付書類の内、平成23・24年度入札参加申請(又はその後の変更届)の際に届け出た内容に変更がなければ提出を省略することができます。

指名通知

申請した業者の簡易な審査を行い、参加資格要件に該当する業者へ指名通知を行います。

※入札に参加することができます。

非指名通知

申請した業者の内、簡易な審査で明らかに参加資格要件に該当しない業者へ非指名通知を行います。

※入札に参加することはできません。

入札執行

指名通知を受けた業者で入札を執行し落札候補者を決定します。なお、指名通知を受けた業者でも自由に辞退することができます。

資格審査

落札候補者が入札参加要件に該当するかどうかを審査します。要件に該当すれば落札者として決定し、該当しない場合には失格となり次の順位の者が落札候補者となりその審査を行います。落札者が決定するまでこれを繰り返します。

契約締結

審査に合格した落札者と契約を締結します。